

マネロン・金融犯罪対策への取組強化について

令和7年12月29日
代表理事組合長 佐藤 哲

＜マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策について＞

近年、犯罪組織が不正に得た資金を複数の金融機関を介することで、正当に得た資金と見せかける行為（マネー・ローンダリング）等が発生しております。

これらの対策については、金融機関が経営課題として取組むことが、国際的にも強く求められております。

上記の背景を踏まえ、当組合としても、金融機関としての信頼性を確保し、お客さまに安心してご利用頂けるよう、今後一層の管理態勢強化に取組んで参ります。

＜金融犯罪対策について＞

近年、金融犯罪は急速に拡大しており、その手法や手口は巧妙かつ高度化している傾向にあります。

また、フィッシング詐欺などの金融犯罪については、被害額も高額となっており、新聞やマスメディア等にて、被害の実例等が報道されております。

上記の背景を踏まえ、お客さまの大切な財産を金融犯罪からお守りするための当組合の責務として、金融犯罪対策は重要な経営課題と位置付けた上で、今後一層の取組強化を図ってまいります。

＜マネロン・金融犯罪対策リーダーの設置について＞

このたび当組合では、マネロン・金融犯罪対策リーダーを設置することで、組合全体としての取組みの定着化・高度化に向けて、職員の先頭に立って取組みを進めて参ります。

また、常勤理事が主導となって、マネロン・金融犯罪対策が組合内で徹底されるよう指揮し、組合員・利用者の方に安心して当組合を利用頂けるよう取組んで参ります。